

議第61号

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例について

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年8月31日提出

高山市長　國島芳明

提案理由

児童扶養手当法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例

高山市福祉医療費助成金条例（昭和56年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 母子家庭等の父母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもののうち19歳未満の規則で定める児童（以下「19歳未満の児童」という。）を現に扶養している者及び当該19歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち19歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 19歳未満の児童を扶養している父母又は養育者（父母がない場合又は父母が扶養しない場合において、19歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費の助成については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和3</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 母子家庭等の父母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもののうち19歳未満の規則で定める児童（以下「19歳未満の児童」という。）を現に扶養している者及び当該19歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち19歳未満の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 19歳未満の児童を扶養している父母又は養育者（父母がない場合又は父母が扶養しない場合において、19歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。）の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費の助成については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に定める額（児童扶養手当法（昭和3</p> |

6年法律第238号) 第9条に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第4項に定める額) 未満であり、かつ、19歳未満の児童を扶養している父母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該父母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が施行令第2条の4第5項に定める額未満であるとき。

イ (略)

2・3 (略)

6年法律第238号) 第9条に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額) 未満であり、かつ、19歳未満の児童を扶養している父母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該父母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ (略)

2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。